甲第27号証

平成１９年（ワ）第１８８号　損害賠償請求事件

２００８年７月２日

京都地方裁判所第２民事部合議係　御中

陳　述　書

原告　松田浩二

１　事実関係について

私は大阪府枚方市民です。職業はアルバイトをしています。

（１）「本件ＴＭ」への応募の経緯について

私は２００５年７月２４日に「私たちが担う次代の文化力　親子タウンミーティング　イン　京都」（以下「本件ＴＭ」という）の参加者公募に、当時、京都府内の高校に通っていた息子（高２）との連名で応募しました。「本件ＴＭ」が開催されることを知ったのは、文科省ホームページと、私が参加していたメーリングリストで流れていた情報によるものだったと思います。応募は、内閣府ホームページの申し込みフォームから行いました。

「本件ＴＭ」には、当時の文化庁長官で、文科省発行の補助教材『心のノート』作成協力者会議の座長を務めていた河合隼雄氏が文部科学大臣らとともに出席されることが伝えられていました。私は申し込みフォームの意見欄に「いまの教育危機というものをどのように考えているのか聞いてみたい」というような趣旨のコメントを書いたように記憶しています。私は『心のノート』にも関心がありましたが、教育という（それは学校教育に限らず、社会教育や私事に属する教育や文化の継承・創造についても）、人間形成に大きな影響を与える営みには、特に強い関心を持っています。なぜなら子どもたちは、私たちの未来そのものであると考えているからです。もともと私は、大学では哲学科に在籍し宗教学を専攻しています。今でもそうですが、個人の人間としての自律や自立、個人と社会の関係などの問題については強い関心を持っています。

それから、私は息子が小学校６年のときと中学校１年のときに、彼が通う学校でＰＴＡの委員をしたことがあります。私の息子は５歳のときに慢性腎疾患を発症し、その後も入退院を繰り返し、通院加療や運動制限なども続いていたために、私は小学校、中学校を通じて登下校の送迎をしました。ですから担任の先生とは毎日のようにいろんな話をし、学校や子どもたちの事情についても、ごく自然に多くの情報や実情を見聞することになりました。いきおい学校教育ひいては子どもたちの成長・自立、言い換えれば教育そのものについても関心を深めていくことになったわけです。

「国民との対話」を掲げたタウンミーティングは、代議制に基づく間接民主主義制度とは別の場所から、意思決定を行う機関ではないけれども、行政に影響を与え、その内容を豊かにするものとして、より民主的に多様な意見を吸収する使命を与えられていた場所だと考えます。ですから「本件ＴＭ」でも、登壇者のご意見を聞いたうえで、できればその場で質問をしたり、自分の意見を述べてみたいと強く望んでいたのです。

（２）応募後の経緯と結果について

①　私の応募に対して、タウンミーティング事務局から「タウンミーティング延期のご案内とお詫び」と題した平成１７（２００５）年８月１２日付の通知はがき（甲第２４号証）が届きました。内容は衆議院解散・総選挙のため「本件ＴＭ」を当分の間延期するが、状況が整い次第、再度案内するというものでした。また、同じく８月１４日には、担当者から電話があり、同趣旨の連絡を私が直接聞きました。

②　次に、同年１１月１１日付の通知はがき（乙Ａ第５号証）が届き、１１月２７日に「本件ＴＭ」が延期開催されることになったことや、「応募者多数の場合、抽選を行わせていただく」ことなどが知らされました。

③　その後、同年１１月２２日付の通知はがき（乙Ａ第１２号証）が届き、「定員を大幅に超える応募をいただいたため、厳選なる抽選を行いましたところ、誠に残念ではございますが、今回の参加は見送らせていただく」ことが知らされ、抽選によって落選したことがわかりました。

④　そして、内閣府から平成１８（２００６）年１２月２２日付で「タウンミーティングの抽選に関するお詫び」と題した通知（乙Ａ第１７号証）が届き、私が「作為的な抽選」の巻き添え（二つの落選予定数字のうちの一つと私の応募受付番号の末尾の数字が同じだったこと）になって落選させられたことを知りました。

２　被告らによる不法行為について

「本件ＴＭ」における参加者選定の操作については、「タウンミーティング調査委員会調査報告書」も含めて、「作為的な抽選」という言い方がなされています。

しかし本件訴訟の過程で明らかになった事実や伊佐敷氏の証言（伊佐敷証人調書・５１頁以下）などによっても、そもそも抽選は全く行われていないのであって、私は「抽選によらない不正な排除（または選考）」という言い方が正しいと考えています。まずそのことを強調したうえで、私に関して、被告国と被告京都市が共同で行った不法行為について述べたいと思います。

（１）「本件ＴＭ」への参加の機会を奪ったこと。

タウンミーティングの趣旨が、「国民との対話を通じ…国民が政策形成に参加する機運を盛り上げていくこと」（甲第５号証、2001.5.7 小泉首相所信表明演説）、「直接民主主義的手法により民主主義のプロセスを充実させる重要な施策」（乙Ａ第１５号証、2006.12.13 タウンミーティング調査委員会調査報告書・５７頁・國廣正委員補足意見）にある点は言うまでもありません。また國廣委員は「『対話』という言葉から明らかなように、タウンミーティングの意義は、政府（閣僚）と国民の『双方向』のコミュニケーションという点にある」（同５８頁）とも述べています。そうであるならば、政府の意見を支持するか否かに関わらず、正規の手続きを経て申し込んだ一般応募者は、可能な限り、できるだけ多く参加できるようにする対応が追求されなければなりません。これはごく当たり前のことだと思われます。

しかし「本件ＴＭ」では、その当たり前のことが最大限に追求されたとは、とても言えず（松浦証人調書・４０・４１頁）、それどころか、怪しげな「教委ダミー」なるものをも動員する裏工作によって、むしろ故意に「抽選」に持ちこもうとしたと見ることは自然です。ほんらい参加することができたはずの「本件ＴＭ」に参加することができなかったわけですから、私の「本件ＴＭ」への参加の機会が奪われたことは明らかです。

（２）公正な抽選を受ける利益を侵害したこと。

① 仮にどうしても抽選を行わなければならない状況であったとしても、私を含めて、適正な手続を経て応募し、それが受け付けられた応募者には、当然に公正な抽選を受ける利益（または権利）が存在していたわけです。

「作為的な抽選」が行われたことは、すでに明らかになっていますが、「作為的な抽選」という言い方をするとしても、本件「抽選」は、原告蒔田直子、同朴洪奎の両名を指名排除するための不正な操作に着手した時点で、すでに公正な抽選としての前提を欠いており、そもそも「抽選」は違法・無効であったというほかはありません。したがって、私が公正な抽選を受けることができず、その利益を侵害されたことは明らかです。

② しかし事実は、抽選など全く行われていませんでした。また抽選を行うつもりすらなかったことも伊佐敷証言によって明らかになりました。抽選とは、複数の国語辞典によれば「くじを引くこと」「くじ引き」であり、それ以外の意味はありません。しかしすでに述べたように、タウンミーティング事務局は「抽選を行わせていただく」「厳選なる抽選を行いましたところ、」と繰り返し「抽選をした」ことを明記し、強く印象づけています。

しかし善意であれ、悪意であれ、あるいは任意であれ、いかなる関係者の意思も排除して、偶然性に委ねるのが抽選です。そのためにわざわざダーツやルーレットやサイコロやあみだくじ等の装置を用意して、第三者の立ち会いのもとで抽選を行い、その手続きによって客観的公正さを担保するわけです。誰もが知っている常識です。ですから私は落選通知を受け取ったとき、抽選が行われた結果、自分は落選したのだと、ごく普通に思ったわけです。しかし「本件ＴＭ」において、抽選は存在しませんでした。

③ したがって、原告蒔田氏や朴氏のように、特定の数字を落選数字とされることは言うまでもないことですが、私のように原告蒔田氏と末尾の数字が同じであることをもって落選者の中に入れる決定をされたことや、たとえ任意であろうとも、原告松本氏のように、ある（担当者が思いついた）数字を落選数字とする決定をされたことも、抽選を行わずに、担当者が落選数字をその意思で一方的に決めたという点で変わるところはありません。

そのようなやり方が抽選とは言えないことは、たとえば、宝くじの一等当選番号を担当者が思いつきで「選んで決めた」場合、それを抽選とは言わないことを考えてみても明らかなことです。「任意に選んだ数字だからいいだろう」ということには絶対になりません。

もしも本件操作を「作為的な抽選」という言い方で済ませてしまうならば、あたかも作為が及んでいない部分については、公正な抽選が行われたかのような印象を与えます（現に原告の松本修氏については、伊佐敷氏が任意に決めた数字であったためか、内閣府からの「詫び状」すら送られていません）。しかしそれは「タウンミーティング調査委員会」も見落とした点であり、私も含めて、原告らすべてが公正な抽選そのものを受けることができなかったことは明白であると考えます。

3　私が受けた損害について

被告らの不法行為によって、「本件ＴＭ」に参加する機会を奪われ、その結果、民主主義のプロセスへの市民的参加に著しい制約を受け、公民たる活動の権利が脅かされています。そのうえ公正な抽選を受ける利益も侵害されたことは、こういった不法行為そのものが、私にとって、金銭には換えがたい大きな損害であり、苦痛だと言うことができます。けれども問題は、それだけにとどまりません。蒔田さんと朴さんが、あろうことか、名指しで排除されたことを知ったときの私の驚きと衝撃は、憤りを通り越して、国や教育委員会という公的機関に対する信用を根底から揺さぶり、失わせるに十分な、暗澹たるものでした。

しかし、私に対する損害に限ってみても、やはり同じように暗澹たる思いを感じずにはいられません。「抽選をする」と公言しながら抽選という手続きをとらず、抽選をしてもいないのに「厳選（厳正）なる抽選をした」と平気で嘘をつくことは、すると言ったことをしなかった不履行にとどまらず、公的機関、公務員として絶対に許されることではありません。私たち市民は、公的機関が法治主義に則り、公正中立であることを信頼し、期待しています。そして、そのような信頼と期待によって、社会の安定と生活の安心は、根幹において保たれているのだということを断言してもよいと私は思っています。したがって、市民の目の及ばぬところで法治主義をないがしろにし、公正中立の立場を放擲し、公序良俗に反し、それらの信頼や期待を根本から裏切ることは、公務員の職務上の義務に違反するばかりでなく、市民に対し、民主主義の将来に対する限りない不安と不信感を植え付けるものだと言わなければなりません。

私はつねづね、正直者が馬鹿を見る世の中を子どもたちに残したくないと、これはおとなの責務であると信念のように思っています。私が被った苦痛は、決して小さくはありません。

以　上